

檀原市犯罪被害者等支援条例

平成30年4月1日施行（抜粋）

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちは、わたしたちみんなの願いです。

しかし誰もが、ある日突然犯罪の被害に巻き込まれる可能性があります。

檀原市では、犯罪被害者やその家族の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、本条例を制定しました。

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（相談及び情報の提供）

第六条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に定める支援を行うため窓口を設置するものとする。

（見舞金の支給）

第七条 市は、犯罪被害者等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

（1）遺族見舞金 300,000円

（2）傷害見舞金 100,000円

2 前項の規定による見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（居住の安定）

第八条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（広報及び啓発）

第九条 市は、犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるための広報及び啓発に努めるものとする。

【犯罪被害者支援相談】

「かしはらナビプラザ」（内膳町・八木駅南側スグ）では、毎週月曜・火曜（祝日・年末年始除く）の午前10～午後4時の時間帯で相談を行っております。

【予約制：TEL 23-0783】

お気軽にご相談ください。